

港湾雇用安定等計画(案)に関する地方労働審議会における主要な意見等について

意見提出者	意見内容	厚生労働省の見解
東京地方労働審議会 (東京港関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・人付きリース問題については、「抜本的な解消」となっているが、達成すべき期限について明示するべきである。[労] 	<p>【原案通りとしたい。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人付きリースについては、労働者派遣の形態で実施される場合には労働者派遣法違反となりうるとともに、港湾運送事業法が適用される区域において請負の形態で実施される場合には同法違反となりうるものと考える。 ・一方、人付きリースが請負の形態で実施される場合であっても、港湾運送事業法の適用外となる港湾倉庫への搬入・搬出等の段階において実施される場合には同法違反とならないなど、法令違反とはならないものの、港湾労働法の趣旨及び目的に則り港湾労働者派遣制度を活用するよう指導することとなる実施形態もあると考える。 ・したがって、人付きリースの実施形態によって法令の適用関係が異なってくるため、その抜本的な解消に向けて、まずはその利用状況及び課題の的確な把握を目的とした実態調査を行うことが必要であり、達成目標期限等の具体的な事項については、その調査結果を踏まえた形で実施する具体的な解決策の策定プロセスの中で、関係事業主等とも連携しつつ検討していくこととしたい。
神奈川地方労働審議会 (横浜港関係)	(特になし。)	一
	<ul style="list-style-type: none"> ・その時々の経済情勢を港湾雇用安定等計画に入れ込むことは困難と思われるが、全く加味しない訳にもいかないので、港湾雇用安定等計画を補足する形として、細則・附則等で入れ込むべきである。[公]・[使] 	<p>【原案通りとしたい。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港湾雇用安定等計画においては、同計画が告示という法形式で適用されていること等に鑑み、中長期的な視点に立った基本的な方向性を示すことが重要であること等から、基本的には他産業にも通ずる個別具体的な対策を同計画に記載することは困難と考える。 ・一方、その時々の経済情勢を踏まえた形で港湾労働対策を講じていくことも非常に重要であることから、来年度より毎年開催予定の港湾労働専門委員会において、港湾雇用安定等計画に関する事項を中心に意見交換を行っていくなど、同計画の進捗状況の点検等を行っていくこととしており、ある時点における経済情勢を踏まえた個別具体的な対策に係る事項についても、港湾労働を取り巻く諸情勢の動向や関係労使の合意形成の進展など事情の変化を踏まえ、必要に応じ検討を行っていくこととしたい。

意見提出者	意見内容	厚生労働省の見解
	<p>・港湾雇用安定等計画の期間については、今回のような経済情勢の急激な変化等もあり得るので、もう少し短い期間とするべきである。〔使〕</p>	<p>【原案通りとしたい。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港湾雇用安定等計画の計画期間については、同計画が告示という法形式で適用されること等に鑑み、一定程度の法的安定性が確保できるよう中長期的な視点から策定することが重要であること等から、引き続き5年間としていくことが適当と考える。 ・一方、経済情勢の変化など港湾労働を取り巻く諸情勢の変化に機動的かつ迅速に対応できるようにすることも非常に重要であることから、毎年、港湾労働専門委員会を一定の時期に開催し、港湾雇用安定等計画に関する事項を中心に意見交換を行っていくなど、同計画の進捗状況の点検等を行う場を定期的に設定した上で、同計画の実現を図っていくこととしたい。
愛知地方労働審議会 (名古屋港関係)	<p>・現在の経済情勢を加味して、名古屋港を含め6大港全部の意見を中央の専門委員会で検討し、港湾雇用安定等計画を作成すべきである。〔効〕</p>	<p>【原案通りとしたい。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港湾雇用安定等計画について、告示という法形式で適用されている同計画の策定プロセスを漏れなく踏んでいくことを前提に考えれば、ある時点における経済情勢を背景に策定せざるを得ないため、昨今の経済情勢を十分に記述に反映することを前提に本年4月1日からの適用が必須とされる同計画を策定することは原理的に困難と考える。 ・また、港湾雇用安定等計画においては、中長期的な視点に立った基本的な方向性を示すことが重要であること等から、基本的には他産業にも通ずる個別具体的な対策を同計画に記載することは困難と考える。 ・一方、その時々の経済情勢を踏まえた形で港湾労働対策を講じていくことも非常に重要であることから、来年度より毎年開催予定の港湾労働専門委員会において、港湾雇用安定等計画に関する事項を中心に意見交換を行っていくなど、同計画の進捗状況の点検等を行っていくこととしており、個々の具体的な対策に係る事項についても、港湾労働を取り巻く諸情勢の動向や関係労使の合意形成の進展など事情の変化を踏まえ、必要に応じ検討を行っていくこととしたい。

意見提出者	意見内容	厚生労働省の見解
	<p>・港湾労働法の範囲については、国土交通省は伊勢湾スーパー中枢港として、名古屋港・四日市港を指定しているが、港湾労働法では名古屋港のみを適用としているので、適用範囲の見直しをするべきである。【益】</p>	<p>【原案通りとしたい。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港湾労働法の適用港湾の範囲については、その変更について関係労使の合意が得られていない状況にあることなどから、当面、現行通りしていくことが適当と考える。 ・なお、来年度より毎年開催予定の港湾労働専門委員会において、港湾雇用安定等計画に関する事項を中心に意見交換を行っていくなど、同計画の進捗状況の点検等を行っていくこととしており、港湾労働法の適用港湾に係る事項についても、港湾労働を取り巻く諸情勢の動向や関係労使の合意形成の進展など事情の変化を踏まえ、必要に応じ検討を行っていくこととしたい。
	<p>・日雇労働者の直接雇用の増加への対応、公共職業安定所の紹介体制の補足となるので、港湾労働者派遣制度の許可取得事業所数を増やすべきである。【公】</p>	<p>【原案通りとしたい。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港湾労働者派遣制度の活用については、港湾労働法上、日雇労働者の直接雇用の増加への対応や公共職業安定所の紹介体制の「補足」ではなく、それらに優先する企業外労働力の活用方策としてそもそも位置付けられているものであること等を踏まえ、同制度の適正運営の確保の観点から、同制度に係る許可取得事業所の拡大に一層努めていくこととしたい。
	<p>・港湾労働者派遣制度では、派遣就業をする日数について「1人1月につき7日」と上限が設けられている。沿岸作業の中でも、港湾倉庫の搬出、搬入の業務については、日々に労働者が変わった場合、荷物の保管場所等がわからなくなることから、このような業務については、例外として1カ月や2カ月単位の有期の派遣が可能となるよう検討していただきたい。【使】</p>	<p>【原案通りとしたい。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来年度より毎年開催予定の港湾労働専門委員会において、港湾雇用安定等計画に関する事項を中心に意見交換を行っていくなど、同計画の進捗状況の点検等を行っていくこととしており、港湾労働者派遣制度に係る事項についても、港湾労働を取り巻く諸情勢の動向や関係労使の合意形成の進展など事情の変化を踏まえ、必要に応じ検討を行っていくこととしたい。

意見提出者	意見内容	厚生労働省の見解
大阪地方労働審議会 (大阪港関係)	<p>・直接雇用の日雇労働者の使用については、5年前に比べて増加している。また、人付きリースについては、減少しているものの労働者派遣法に違反する事案である。こうしたことから、どちらも無くしていくということを断定的に記述していただきたい。[労]</p>	<p>【原案通りとしたい。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接雇用の日雇労働者問題については、当該直接雇用が現行制度の基本的な枠組みにおいて例外的な措置として認められていることを踏まえ、その縮小に向けた公共職業安定所の紹介機能の充実・強化を図ることにより、各港湾における固有の事情に応じた取組を積極的に行っていくこととしたい。 ・また、人付きリース問題については、人付きリースの実施形態によって法令の適用関係が異なってくるため、その抜本的な解消に向けて、まずはその利用状況及び課題の的確な把握を目的とした実態調査を行うことが必要であり、数値目標等の具体的な事項については、その調査結果を踏まえた形で実施する具体的な解決策の策定プロセスの中で、関係事業主等とも連携しつつ検討していくこととしたい。
	<p>・港湾区域における港湾労働法等の適用関係については、厚生労働省、国土交通省、地方港湾管理者が同一の考え方で取り組むことを明記していただきたい。[労]</p>	<p>【原案通りとしたい。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港湾労働法等の適用関係については、港湾労働者の職域の確保・拡大の観点からではなく、あくまでも労働者保護の観点から法の目的・趣旨を踏まえつつ、港湾運送事業の業務形態の変化等に応じて明らかにし、それらの運用の齊一化を継続的かつ速やかに行うとともに、国土交通省や地方港湾管理者も含む関係者に対して周知徹底を図っていくこととしたい。
	<p>・港湾を取り巻く情勢の変化へ迅速に対応できる港湾雇用安定等計画であるためには、計画期間が5年間は長いと思われることから、3年間とすべき。[労]</p>	<p>【原案通りとしたい。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港湾雇用安定等計画の計画期間については、同計画が告示という法形式で適用されていること等に鑑み、一定程度の法的安定性が確保できるよう中長期的な視点から策定することが重要であること等から、引き続き5年間としていくことが適当と考える。 ・一方、経済情勢の変化など港湾労働を取り巻く諸情勢の変化に機動的かつ迅速に対応できるようにすることも非常に重要であることから、毎年、港湾労働専門委員会を一定の時期に開催し、港湾雇用安定等計画に関する事項を中心にお意見交換を行っていくなど、同計画の進捗状況の点検等を行う場を定期的に設定した上で、同計画の実現を図っていくこととしたい。

意見提出者	意見内容	厚生労働省の見解
	<p>・昨今の急激な経済変動を考えると、安易な雇用調整等を抑止する必要があることから、情勢に対応した雇用対策を盛り込むべきではないか。〔労〕</p>	<p>【原案通りとしたい。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港湾雇用安定等計画においては、同計画が告示という法形式で適用されていること等に鑑み、中長期的な視点に立った基本的な方向性を示すことが重要であること等から、基本的には他産業にも通ずる個別具体的な対策を同計画に記載することは困難と考える。 ・一方、経済変動を踏まえた形で港湾労働対策を講じていくことも非常に重要であることから、来年度より毎年開催予定の港湾労働専門委員会において、港湾雇用安定等計画に関する事項を中心に意見交換を行っていくなど、同計画の進捗状況の点検等を行っていくこととしており、個々の具体的な対策に係る事項についても、港湾労働を取り巻く諸情勢の動向や関係労使の合意形成の進展など事情の変化を踏まえ、必要に応じ検討を行っていくこととしたい。
兵庫地方労働審議会 (神戸港関係)	<p>・人付きリース問題については、相当な長期間にわたって問題視されているにもかかわらず、縮小されたものの行政の対策が不十分であることから未だに残っている現状に対し、当計画に人付きリースの完全縮小に向けた具体的な方策や数値目標等の設定(記述)が必要と思われる。〔労〕</p>	<p>【原案通りとしたい。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人付きリースについては、労働者派遣の形態で実施される場合には労働者派遣法違反となりうるとともに、港湾運送事業法が適用される区域において請負の形態で実施される場合には同法違反となりうるものと考える。 ・一方、人付きリースが請負の形態で実施される場合であっても、港湾運送事業法の適用外となる港湾倉庫への搬入・搬出等の段階において実施される場合には同法違反とならないなど、法令違反とはならないものの、港湾労働法の趣旨及び目的に則り港湾労働者派遣制度を活用するよう指導することとなる実施形態もあると考える。 ・したがって、人付きリースの実施形態によって法令の適用関係が異なってくるため、その抜本的な解消に向けて、まずはその利用状況及び課題の的確な把握を目的とした実態調査を行うことが必要であり、数値目標等の具体的な事項については、その調査結果を踏まえた形で実施する具体的な解決策の策定プロセスの中で、関係事業主等とも連携しつつ検討していくこととしたい。

意見提出者	意見内容	厚生労働省の見解
	<p>・日雇労働者を含む安価な労働力によって、常用港湾労働者の雇用の安定が阻害されることがないよう、港湾労働法に規定されている企業外労働力の活用方策順位等を踏まえ、①まずは、港湾労働者派遣制度の適正運営の確保の観点からも、同制度に係る許可取得事業所の拡大に一層努めていくとともに、②直接雇用の日雇労働者については、その縮小に向けた公共職業安定所の紹介機能の充実・強化を図ることにより、各港湾における固有の事情に応じた取組を積極的に行っていくこととしたい。</p> <p>・記述があつたほうが計画の趣旨がより生かされるのではないか。〔労〕</p>	<p>【原案通りとしたい。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日雇労働者を含む安価な労働力によって、常用港湾労働者の雇用の安定が阻害されることがないよう、港湾労働法に規定されている企業外労働力の活用方策順位等を踏まえ、①まずは、港湾労働者派遣制度の適正運営の確保の観点からも、同制度に係る許可取得事業所の拡大に一層努めていくとともに、②直接雇用の日雇労働者については、その縮小に向けた公共職業安定所の紹介機能の充実・強化を図ることにより、各港湾における固有の事情に応じた取組を積極的に行っていくこととしたい。 ・なお、来年度より毎年開催予定の港湾労働専門委員会において、港湾雇用安定等計画に関する事項を中心に入意見交換を行っていくこととしており、常用港湾労働者の雇用の安定を確保するための個々の具体的な対策に係る事項についても、港湾労働を取り巻く諸情勢の動向や関係労使の合意形成の進展など事情の変化を踏まえ、必要に応じ検討を行っていくこととしたい。
	<p>・記述の仕方が項目によっては抽象的というか非常に理解しづらい言い回しになっているように思われるので、もっと現実的なものと捉えた上でわかりやすい文書で表現した方がよいのではないか。〔労〕</p>	<p>【原案通りとしたい。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港湾雇用安定等計画が告示という法形式で適用されていること等により、その記述の仕方については一定の限界があるものの、可能な限り具体的かつ詳細な内容を規定しているものと考える。
福岡地方労働審議会 (閑門港関係)	<p>・港湾雇用安定等計画の策定期間について、5年ではなく3年にして欲しい。〔労〕</p>	<p>【原案通りとしたい。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港湾雇用安定等計画の策定期間については、同計画が告示という法形式で適用されていること等に鑑み、一定程度の法的安定性が確保できるよう中長期的な視点から策定期間が重要であること等から、引き続き5年間としていくことが適当と考える。 ・一方、経済情勢の変化など港湾労働を取り巻く諸情勢の変化に機動的かつ迅速に対応できるようにすることも非常に重要であることから、毎年、港湾労働専門委員会を一定の時期に開催し、港湾雇用安定等計画に関する事項を中心に意見交換を行っていくなど、同計画の進捗状況の点検等を行う場を定期的に設定した上で、同計画の実現を図っていくこととしたい。

(※)[公]:公益代表委員からの意見、[労]:労働者代表委員からの意見、[使]:使用者代表委員からの意見

(※※)関係都府県知事からの特段の意見はなし。

厚生労働省職業安定局長 殿

東京労働局長
(公印省略)

「港湾雇用安定等計画案」に関する意見について

平成20年12月19日付け職発第1219002号による標記について、下記のとおり報告します。

なお、東京地方労働審議会港湾労働部会議事録については、別途報告します。

記

1 港湾雇用安定等計画案について

東京地方労働審議会における主要な意見は以下のとおりです。

(1) 使用者代表委員

特になし。

(2) 労働者代表委員

人付リース問題については、「抜本的な解消」となっているが達成すべき期限について明示するべきである。

(3) 公益代表委員

特になし。

2 その他の事項について

東京地方労働審議会における主要な意見は以下のとおりです。

(1) 使用者代表委員

特になし。

(2) 労働者代表委員

ア 企業外労働力のうち、最も高い割合を占めているのが港湾労働者派遣ではなく、例外的な取扱である直接雇用となっている状況は問題である。

イ 港湾倉庫において行われる作業は全て港湾労働者の職域である。

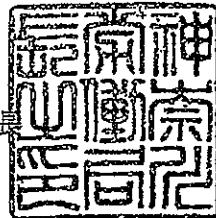
(3) 公益代表委員

特になし。

神労安第1767号
平成21年1月30日

厚生労働省職業安定局長 殿

神奈川労働局長



「港湾雇用安定等計画案」に対する意見について

平成20年12月19日付け職発1219002号による標記につきまして、下記のとおり報告いたします。

記

1 港湾雇用安定等計画案について

神奈川地方労働審議会における主要な意見は以下のとおりです。

(4) 労働者委員

意見なし。

(5) 雇用主委員

意見なし。

(6) 公益委員

意見なし。

2 その他の事項について

神奈川地方労働審議会における主要な意見は以下のとおりです。

(4) 労働者委員

意見なし。

(5) 雇用主委員

意見なし。

(6) 公益委員

意見なし。

3 なお、神奈川地方労働審議会港湾労働部会議事録を添付します。

愛労取安第237号
平成21年2月2日

厚生労働省職業安定局長 殿

愛知労働局長
(公印省略)

「港湾雇用安定等計画案」に対する意見について

平成20年12月19日付け職発第1219002号による標記の件について、下記のとおり報告いたします。

記

1 港湾雇用安定等計画案について

愛知地方労働審議会港湾労働部会における主要な意見は以下のとおりです。

(1) 使用者代表委員

ア その時々の経済情勢を港湾雇用安定等計画に入れ込むことは困難と思われるが、全く加味しない訳にもいかないので港湾雇用安定等計画を補足する形として、細則・附則等で入れ込むべきである。

イ 港湾雇用安定等計画の期間については、今回のような経済情勢の急激な変化等もあり得るので、もう少し短い期間とするべきである。

(2) 労働者代表委員

ア 現在の経済情勢を加味して、名古屋港を含め6大港全部の意見を中央の専門委員会で検討し、港湾雇用安定等計画を作成するべきである。

イ 港湾労働法の範囲については、国土交通省は伊勢湾スーパー中枢港として、名古屋港・四日市港を指定しているが、港湾労働法では名古屋港のみを適用としているので、適用範囲の見直しをするべきである。

(3) 公益代表委員

ア その時々の経済情勢を港湾雇用安定等計画に入れ込むことは困難と思われるが、全く加味しない訳にもいかないので港湾雇用安定等計画を補

足する形として、細則・附則等で入れ込むべきである。

イ 日雇労働者の直接雇用の増加への対応、公共職業安定所の紹介体制の補足となるので、港湾労働者派遣制度の許可取得事業所数を増やすべきである。

2 その他の事項について

愛知地方労働審議会港湾労働部会における主要な意見は以下のとおりです。

(1) 使用者代表委員

今まで不況時でも各種対策を講じて、乗り切ってきた経緯があるが、今回の不況は従来と全く違った状況にある。雇用調整助成金の利用についても検討している。

(2) 労働者代表委員

特になし

(3) 公益代表委員

大変厳しい経済情勢の中ではあるが、港湾労働者の雇用の改善、港湾事業主の発展等が図られる港湾雇用安定等計画を作成するべきである。

3 なお、愛知地方労働審議会港湾労働部会議事録は別途提出します。

担当 職業安定部職業対策課

雇用指導係

電話 052-219-5508

FAX 052-220-0572

大労収安第2276号
平成21年1月30日

厚生労働省職業安定局長 殿

大阪労働局長
(公印省略)

「港湾雇用安定等計画案」に対する意見について

平成20年12月19日付け職発1219002号による意見について、下記のとおり報告します。

記

1 港湾雇用安定等計画案について

大阪地方労働審議会における主要な意見は下記のとおりです。

(1) 使用者代表委員

港湾労働者派遣制度では、派遣就業をする日数について「1人1月につき7日」と上限が設けられている。沿岸作業の中でも、港湾倉庫の搬出、搬入の業務については、日々に労働者が変わった場合、荷物の保管場所等がわからなくなることから、このような業務については、例外として1ヶ月や2ヶ月単位の有期の派遣が可能となるよう検討していただきたい。

(2) 労働者代表委員

ア 直接雇用の日雇労働者の使用については、5年前に比べて増加している。また、人付きリースについては、減少しているものの労働者派遣法に違反する事案である。こうしたことから、どちらも無くしていくということを断定的に記述していただきたい。

イ 港湾区域における港湾労働法等の適用関係については、厚生労働省、国土交通省、地方港湾管理者が同一の考え方で取り組むことを明記していただきたい。

2 その他の事項について

大阪地方労働審議会における主要な意見は下記のとおりです。

(1) 労働者代表委員

港湾倉庫について、年々港湾区域にある倉庫の形態が変化しているため、10%の定義で一律的に決めるのではなく、港湾倉庫の指定のあり方を検討していただきたい。また、港湾労働法（港湾倉庫）の運用について明確にしていただきたい。

3 なお、大阪地方労働審議会港湾労働部会議事録を添付します。

兵労発安第9号
平成21年1月30日

厚生労働省職業安定局長 殿

兵庫労働局長
(公印省略)

「港湾雇用安定等計画案」に対する意見について

平成20年12月19日付け職発1219002号による標記の件につきまして、下記のとおり報告します。

記

1 港湾雇用安定等計画案について

兵庫地方労働審議会における主要な意見は以下のとおりです。

(1) 使用者代表委員

- 特なし。

(2) 労働者代表委員

- 港湾を取り巻く情勢の変化へ迅速に対応できる港湾雇用安定等計画であるためには、計画期間が5年間は長いと思われることから3年間とすべき。
- 昨今の急激な経済変動を考えると安易な雇用調整等を抑止する必要があることから、情勢に対応した雇用対策を盛り込むべきではないか。
- 人付きリース問題については、相当な長期間にわたって問題視されているにもかかわらず、縮小されたものの行政の対策が不十分であることから未だに残っている現状に対し、当計画に人付きリースの完全解消に向けた具体的な方策や数値目標等の設定（記述）が必要と思われる。
- 日雇労働者を含む安価な労働力によって、常用港湾労働者の雇用の安定が阻害されることがないように、港湾労働者派遣制度の拡充を図るために、もっと具体的に踏み込んだ方策や状況に応じた日雇使用の規制策等の記述があったほうが計画の趣旨がより生かされるのではないか。
- 記述の仕方が項目によっては抽象的というか非常に理解しづらい言い回しになっているように思われる所以で、もっと現実的なものと捉えた上でわかりやすい文書で表現した方がよいのではないか。

(3) 公益代表委員

- ・ 特になし。

2 その他の事項について

兵庫地方労働審議会における主要な意見は以下のとおりです。

(1) 使用者代表委員

- ・ 計画の実行状況や現状の問題点等に対応するため地方でも中央でもそういうた
　　体制作りが必要と思う。

(2) 労働者代表委員

- ・ 法的な解釈、運用について、各港において温度差というか違う部分があるよう
　　に感じられる。そのような各港の違った取り組みによって特定の地域での人付き
　　リースや違法派遣、ひいては港湾労働者の雇用秩序を乱す原因にもなっていると
　　考えられることから、指導を含め法律の解釈、運用及び取り組みを各港一本のも
　　のとし、本省としてもその徹底を図ってもらいたい。
- ・ 中長期的な計画を補足する意味で短期的な計画策定も付加することはできない
　　のか。

(3) 公益代表委員

- ・ 情勢の変化に伴い計画の修正も必要ではないのか。
- ・ 中央も各港も港湾を取り巻く情勢の変化を的確に捉え、計画を実行するために
　　も定期的な（複数回を含む）部会等の開催を行うようにし、地方からの意見に対
　　し継続的な検討を行ってもらいたい。
- ・ 今回のように地方の部会の意見等を直接本省の担当職員に聞いてもらえるよう
　　な機会を計画策定時期のみではなく、隨時設けてもらえればもっと情報交換等が
　　できるので、今後もこういった試みを継続的に行ってもらいたい。

3 なお、兵庫地方労働審議会港湾労働部会議事録を添付します。

福岡労働安第272号
平成21年2月2日

厚生労働省職業安定局長 殿

福 岡 労 働 局 長
(公印省略) (職業安定部職業対策課雇用指導係)

港湾雇用安定等計画案について(意見)

平成20年12月19日付け職発第1219002号による標記の件について、下記のとおり報告します。

記

1 港湾雇用安定等計画案について

福岡地方労働審議会における主要な意見は以下のとおりである。

(1) 使用者代表委員

特になし

(2) 労働者代表委員

港湾雇用安定等計画の策定期間について、5年ではなく3年にして欲しい。

(3) 公益代表委員

特になし

2 その他の事項について

福岡地方労働審議会における主要な意見は以下のとおりである。

(1) 使用者代表委員

特になし

(2) 労働者代表委員

港湾労働法の適用範囲については、6大港のみではなく全港に適用して欲しい。

全港適用が難しければ、少なくとも、清水、四日市、博多の3港を適用港として欲しい。

派遣就業の促進を図るため、港湾労働者派遣事業により派遣を行った事業所に対し補助金を出すことについて検討して欲しい。

港湾倉庫の定義及び港湾倉庫で行われる作業が港湾労働法の適用を受けるか否かについて、全国的に統一的な見解を示して欲しい。

(3) 公益代表委員

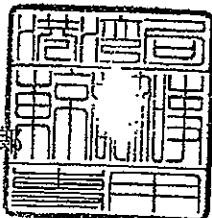
特になし

3 なお、福岡地方労働審議会閔門港湾労働部会議事録を添付します。

20港経第 619号
平成21年 1月23日

厚生労働大臣
舛添 要一 殿

東京都知事 石原 慎太郎



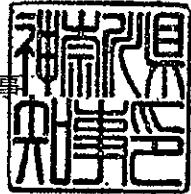
港湾雇用安定等計画について（回答）

平成20年12月19日付厚生労働省発職第1219001号により照会のありました標記の件については、特に意見はありません。

労福第 62 号
平成21年1月27日

厚生労働大臣 殿

神奈川県知事



港湾雇用安定計画案について（答申）

平成20年12月19日付け厚生労働省発職第1219001号で諮問のありました標記のことについては、諮問のとおりで異議ありません。

問い合わせ先

商工労働部労政福祉課
調整班 大内
電 話 045-210-5736
F A X 045-210-8873

20就促第599号
平成21年2月2日

厚生労働大臣 殿

愛知県知事



港湾雇用安定等計画案について(回答)

平成20年12月19日付け厚生労働省発職第1219001号で照会のありましたことについては、特に意見はありません。

担当 愛知県産業労働部労政担当局就業促進課
高齢者・障害者雇用対策グループ
電話 052-954-6367
(ダイヤルイン)
FAX 052-954-6927

労政第1943号

平成21年1月27日

厚生労働大臣 外添要一様

大阪府知事 橋



港湾雇用安定等計画案について（回答）

平成20年12月19日付け、厚生労働省発職第1219001号により照会のありました
標記について、下記のとおり回答いたします。

記

特に意見はありません。

(担当)

商工労働部 雇用推進室 労政課

企画グループ 総括主査 中辻

TEL 06-6944-7195 (ダイヤルイン)

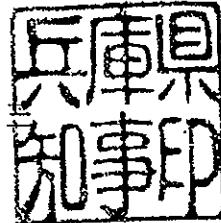
FAX 06-6944-6758

E-mail NakatsuiA@mbox.pref.osaka.lg.jp

労 第 1348 号
平成21年1月21日

厚生労働大臣 添 要 一 様

兵庫県知事 井 戸 敏



港湾雇用安定等計画案への意見照会について

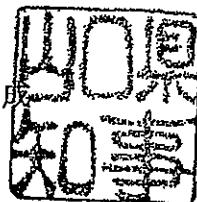
平成20年12月19日付厚生労働省発職第1219001号で照会のありました標記のことについては、意見等ありませんので報告いたします。



平20労働政策第1303号
平成21年(2009年)1月13日

厚生労働大臣
舛添要一様

山口県知事 二井関 成



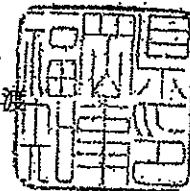
港湾雇用安定等計画案について

平成20年12月19日付け厚生労働省発職第1219001号による標記の件については、意見はありません。

20 労第2452号
平成21年1月27日

厚生労働大臣 樹添要一 殿

福岡県知事 麻生渡



港湾雇用安定等計画案について(回答)
(対平成20年12月19日付厚生労働省発職第1219001号)

のことについて、下記のとおり回答します。

記

港湾雇用安定等計画案について、本県の意見はありません。

参考条文

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年七月五日法律第八十八号）（抄）

第四条 何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行つてはならない。

- 一 港湾運送業務（港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第二条第二号に規定する港湾運送の業務及び同条第一号に規定する港湾以外の港湾において行われる当該業務に相当する業務として政令で定める業務をいう。）

港湾運送事業法（昭和二十六年五月二十九日法律第百六十一号）（抄）

（定義）

第二条 この法律で「港湾運送」とは、他人の需要に応じて行う行為であつて次に掲げるものをいう。

- 一 荷主又は船舶運航事業者の委託を受け、船舶により運送された貨物の港湾における船舶からの受取若しくは荷主への引渡又は船舶により運送されるべき貨物の港湾における船舶への引渡若しくは荷主からの受取にあわせてこれらの行為に先行し又は後続する次号から第五号までに掲げる行為を一貫して行う行為
- 二 港湾においてする船舶への貨物の積込又は船舶からの貨物の取卸（第四号に掲げる行為を除く。）
- 三 港湾における貨物の船舶又ははしけによる運送（一定の航路に旅客船（十三人以上の旅客定員を有する船舶をいう。）を就航させて人の運送をする事業を営む者が当該航路に就航する当該旅客船により行う貨物の運送その他国土交通省令で定めるものを除く。）、国土交通省令で定める港湾と港湾又は場所との間（以下単に「指定区間」という。）における貨物のはしけによる運送又は港湾若しくは指定区間における引船によるはしけ若しくはいかだのえい航
- 四 港湾においてする、船舶若しくははしけにより運送された貨物の上屋その他の荷さばき場（水面貯木場を除く。以下単に「荷さばき場」という。）への搬入、船舶若しくははしけにより運送されるべき貨物の荷さばき場からの搬出、これらの貨物の荷さばき場における荷さばき若しくは保管又は貨物の船舶（国土交通省令で定める総トン数未満のものに限る。以下この号において同じ。）若しくははしけからの取卸し若しくは船舶若しくははしけへの積込み（貨物の船舶からの取卸し又は船舶への積込みにあつては、当該船舶が岸壁、さん橋又は物揚場に係留され、かつ、当該船舶の揚貨装置を使用しないで行なう場合に限る。）
- 五 港湾若しくは指定区間におけるいかだに組んでする木材の運送又は港湾においてする、いかだに組んで運送された木材若しくは船舶若しくははしけにより運送された木材の水面貯木場への搬入、いかだに組んで運送されるべき木材若しくは船舶若しくははしけにより運送されるべき木材の水面貯木場からの搬出若しくはこれらの木材の水面貯木場における荷さばき若しくは保管

六 船積貨物の積込又は陸揚を行うに際してするその貨物の箇数の計算又は受渡の証明（以下「検数」という。）

七 船積貨物の積付に関する証明、調査及び鑑定（以下「鑑定」という。）

八 船積貨物の積込又は陸揚を行うに際してするその貨物の容積又は重量の計算又は証明（以下「検量」という。）

2 この法律で「港湾運送事業」とは、営利を目的とするとしないとを問わず港湾運送を行う事業をいう。

3 この法律で「港湾運送関連事業」とは、営利を目的とするとしないとを問わず、他人の需要に応じて次に掲げる行為を行なう事業をいう。

一 港湾においてする、船舶に積み込まれた貨物の位置の固定若しくは積載場所の区画、船積貨物の荷造り若しくは荷直し又は船舶への貨物の積込み若しくは船舶からの貨物の取卸しに先行し若しくは後続する船倉の清掃

二 港湾においてする船積貨物の警備

4 この法律で「港湾」とは、政令で指定する港湾（その水域は、政令で定めるものを除くほか、港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）に基づく港の区域をいう。）をいう。

(事業の種類)

第三条 港湾運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 一般港湾運送事業（前条第一項第一号に掲げる行為を行う事業）
- 二 港湾荷役事業（前条第一項第二号及び第四号に掲げる行為を行う事業）
- 三 はしけ運送事業（前条第一項第三号に掲げる行為を行う事業）
- 四 いかだ運送事業（前条第一項第五号に掲げる行為を行う事業）
- 五 検数事業（前条第一項第六号に掲げる行為を行う事業）
- 六 鑑定事業（前条第一項第七号に掲げる行為を行う事業）
- 七 検量事業（前条第一項第八号に掲げる行為を行う事業）

(許可)

第四条 前条第一号から第四号までに掲げる港湾運送事業（以下「一般港湾運送事業等」という。）を営もうとする者は、港湾運送事業の種類及び港湾ごとに、同条第五号から第七号までに掲げる港湾運送事業（以下「検数事業等」という。）を営もうとする者は、港湾運送事業の種類ごとに国土交通大臣の許可を受けなければならない。この場合において、一般港湾運送事業、はしけ運送事業又はいかだ運送事業の許可を受けた者は、当該許可に係る港湾を起点又は終点とする指定区間においても、当該許可に係る一般港湾運送事業等を営むことができる。

(下請の制限)

第十六条 一般港湾運送事業者は、各月中に引き受けた港湾運送については、第二条第一項第二号から第五号までに掲げる行為の種別ごとに、少なくとも、当該月中に引き受けた港湾運送のうち当該種別のものに係る貨物量に国土交通省令で定める率を乗じて得た貨物量の貨物に係る当該種別の行為を自ら行なわなければならない。

2 前項の規定の適用については、一般港湾運送事業者がその引き受けた港湾運送を他の港湾運送事業者（当該一般港湾運送事業者が発行済株式の総数の二分の一を超える株式を保有することによりその事業活動を支配するものその他当該一般港湾運送事業者とこれに準ずる国土交通省令で定める密接な関係を有するものに限る。）に下請をさせる場合における当該下請に係る行為は、自ら行つた行為とみなす。ただし、次のいずれかに該当する場合に限る。

- 一 当該一般港湾運送事業者が当該月中に引き受けた港湾運送に係る第二条第一項第二号から第五号までに掲げる行為のうちいずれかの種別の行為を前項の規定に従つて自ら行つたとき。
- 二 当該一般港湾運送事業者が当該月中に引き受けた港湾運送に係る貨物量に国土交通省令で定める率を乗じて得た貨物量以上の量の貨物について、コンテナ埠頭その他の国土交通省令で定める施設において第二条第一項第二号又は第四号に掲げる行為を国土交通省令で定めるところにより自らの統括管理の下において行つたとき。
- 3 第三条第二号から第四号までに掲げる港湾運送事業（以下「港湾荷役事業等」という。）の許可を受けた者は、各月中に引き受けた港湾運送（他の港湾運送事業者から引き受けたものを除く。）については、少なくとも、当該月中に引き受けた港湾運送に係る貨物量に第一項の国土交通省令で定める率を乗じて得た貨物量の貨物に係る港湾運送を自ら行わなければならない。
- 4 港湾荷役事業等の許可を受けた者は、他の港湾運送事業者から引き受けた港湾運送については、その全部を自ら行わなければならない。
- 5 第一項から第三項までに規定する貨物量の算出の方法は、国土交通省令で定める
- 6 国土交通大臣は、港湾運送事業者が第一項、第三項又は第四項の規定に違反していると認めるときは、当該港湾運送事業者に対し、その是正のために必要な事業施設の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

職業安定法（昭和二十二年十一月三十日法律第百四十一号）（抄）

（労働者供給事業の禁止）

第四十四条 何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させなければならない。